

MUFG テラス・コース利用規定 新旧対照表

新	旧
(規定の趣旨) 第1条 この規定は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）<u>MUFGテラス・コースに口座を保有しているお客さまを対象とした情報提供、取引等サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）</u>です。 2 (現行どおり) (本サービスの内容) 第2条 (現行どおり) 2 <u>オンライントレードをご利用のお客さまは、次の形態により本サービスをご利用いただけます。</u> <u>(削 除)</u> <u>(1) インターネットに接続したパソコン、スマートフォン等を利用した有 人オペレーターが対応する「チャットサービス」</u> <u>(2) インターネットに接続したパソコン、スマートフォン等を利用した 「メール問合せサービス」</u> <u>(削 除)</u> <u>3 本規定におけるチャットサービスおよび メール問合せサービスの利用に関する条 項は、オンライントレードをご利用の個 人のお客さまにのみ適用されるものと</u>	(規定の趣旨) 第1条 この規定は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）<u>MUFGテラスに口座を開設されたお客さまを対象とした第2条第2項に定める形態による情報提供、取引等サービス「MUFGテラス・コース」（以下「本サービス」といいます。）のご利用に関する取決め（以下「本規定」といいます。）</u>です。 2 (省 略) (本サービスの内容) 第2条 (省 略) 2 本サービスは、<u>次の形態によりご利用いただくものとします。</u> <u>(1) インターネットに接続したパソコン、スマートフォン等を利用した自 動応答システムによる「マーケット A I」</u> <u>(2) インターネットに接続したパソコン、スマートフォン等を利用した有 人オペレーターが対応する「チャットサービス」</u> <u>(3) インターネットに接続したパソコン、スマートフォン等を利用した 「メール問合せサービス」</u> <u>(4) 電話機を利用した「電話サービス」</u> <u>(追 加)</u>

ます。

4 チャットサービスのご利用に際しては、
「オンライントレード・テレフオン
トレード利用規定」が準用されます。

5 本サービスのほか、当社が認めた場合、
当社が定める方法によるサービスを受け
ることができる場合があります。この場
合は、当該サービスに関連する約款が優
先して適用されます。

(削 除)

(本サービスの利用の申込み)

第3条 お客さまは、当社が別途定める場合を除
き、次の(1)から(3)のすべてを満た
している場合に、当社が定める方法によ
り本サービスをお申込みいただくことが
できます。

(1) 日本国内に居住している個人のお
客さま、または国内の法人のお客さ
まであること

(削 除)

(削 除)

(2) 連絡可能な電話番号または電子メ
ールアドレスをお届けいただい
ていること

(削 除)

(追 加)

3 本サービスのほか、当社が認めた場合、当
社が定める方法によるサービスを受ける
ことができる場合があります。この場合
は、当該サービスに関連する約款が優先
して適用されます。

(法令の遵守)

第3条 お客さまは本サービスのご利用にあた
り、本規定のほか日本国内の諸法令なら
びに金融商品取引所、日本証券業協会お
よびその他本サービスで取扱う商品の取
引等の規制を行う団体等の諸規則等（以
下「法令等」といいます。）を遵守するも
のとします。

(本サービスの利用の申込み)

第4条 お客さまは、当社が別途定める場合を除
き、次の(1)から(7)のすべてを満た
している場合に、当社が定める方法によ
り本サービスをお申込みいただくことが
できます。

(1) 日本国内に居住する個人であるこ
と

(2) 成年者であること

(3) 当社のMUFGテラスに証券総合
口座を開設いただいていること

(4) 連絡可能な電話番号、電子メールア
ドレスをお届けいただいているこ
と

(5) オンライントレード・テレフオン
トレードをご利用いただいているこ
と

<u>(削 除)</u> <u>(3)</u> 本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること 2 当社は、お客さまが本サービスをご利用いただくことが不適當であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。 <u>(削 除)</u>	<u>(6) 目論見書電子交付サービスおよび報告書等電子交付サービスをご利用いただいていること</u> <u>(7) 本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること</u> 2 当社は、お客さまが本サービスをご利用いただくことが不適當であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。 <u>(本サービスの利用)</u> 第5条 本サービスは、当社があらかじめ通知した口座番号およびパスワード（お客さまが当社に届出たパスワードを含みます。以下口座番号とあわせて「パスワード等」といいます。）とお客さまの入力されたパスワード等とが一致する場合、または当社が定める方法によりご本人であることの確認ができる場合に、お客さまご本人の取引等として利用することができま <u>す。</u> <u>2 本サービスのご利用に際し必要となる機器および回線等は、お客さまにご用意いただくこととし、これらに係る諸費用はお客さまのご負担となります。</u> <u>3 お客さまにご用意いただいた機器または回線等により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。</u> <u>4 本サービスの具体的な内容について、当社ホームページ等でお客さまに案内し、お客さまは本規定および当社ホームページ等により本サービスをご利用いただくものとします。</u>
--	---

(削 除)

(電子メール送信のご同意)

第4条 お客さまは、第3条第1項(2)でご登録いただいた電子メールアドレス(以下「メールアドレス」といいます。)へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。

(1)～(4) (現行どおり)

(第三者による利用の禁止等)

第6条 お客さまは口座名義人であるお客さま以外の者(お客さまの配偶者や親族を含みます。以下「第三者」といいます。)に本サービスを利用させることはできないものとします。

2 お客さまは本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、遅滞なく当社に連絡し、本サービスの利用停止など必要な処置をお申し出いただくものとします。

3 当社はお客さまによる本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた、または、そのおそれがあると認めた場合は、通常行われる連絡手段によりお客さまに通知するとともに、お客さまによる本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。ただし、当社が必要と認めた場合は、お客さまへ事前に通知することなく本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。

4 前項による一時的なご利用の停止は、当社がお客さまのご利用の状況が確認でき、利用再開にあたって支障がないと認めた場合、停止を解除することとします。

(電子メール送信のご同意)

第7条 お客さまは、第4条第1項(4)でご登録いただいた電子メールアドレス(以下「メールアドレス」といいます。)へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。

(1)～(4) (省 略)

(利用時間)

第5条 お客さまが本サービスをご利用いただける時間は、当社が定める時間とします。

(取引の種類)

第6条 お客さまが、本サービスを利用して有価証券の売買注文（以下「売買注文」といいます。）、募集申込、新規公開株式を購入することができる権利のお申込、既公開株式等の購入希望のお申出、および出金の申込等（以下、総称して「注文等」といいます。）を行うことができる商品および取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

(取扱銘柄)

第7条 お客さまが本サービスを利用して注文等を行うことができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。

(削 除)

(利用時間)

第8条 お客さまが本サービスをご利用いただける時間は、当社が定める時間とします。

(取引の種類)

第9条 お客さまが、本サービスを利用して有価証券の売買注文（以下「売買注文」といいます。）、募集申込、新規公開株式を購入することができる権利のお申込、既公開株式等の購入希望のお申出、および出金の申込等（以下、総称して「注文等」といいます。）を行うことができる商品および取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

(取扱銘柄)

第10条 お客さまが本サービスを利用して注文等を行うことができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。

(数量の範囲)

第11条 お客さまが本サービスを利用して当社に売付の注文を行うことができる数量は、証券取引約款または当該売付を行う商品の約款および約諾書等に基づき当社がお客さまからお預りしている数量の範囲内であり、かつ当社が定める数量の範囲内とします。

2 お客さまが本サービスを利用して当社に買付の注文、もしくは募集申込を行うことができる数量は、当社が定める金額の範囲内の数量であり、かつ当社が定める数量の範囲内とします。

3 お客さまが同一営業日に同一銘柄の売買注文を行うことができる回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

(注文等の受付) 第8条 オンライントレードをご利用のお客さまは、第2条第2項第1号に定めるチャットサービスを利用して注文等を行うことができます。 2 お客さまがチャットサービスを利用して行う注文等は、当社が注文等の内容を所定の書式でお客さまに送信し、お客さまがその内容の確認入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点をもって受付けたものとします。 (削 除) 3 当社は、お客さまの注文等が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、受付を行わない場合があります。 (1) 法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認めた場合 (2) 第6条または第7条に定める事項のいずれかに反している場合 (3) 当社が定める内部者によるお取引に該当する売買注文の場合 (4) 金融商品取引所が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする売買注文の	4 売買注文を行うことができる数量は、<u>金融商品取引所の規制等により、事前に通知することなく変更することがあります。</u> (注文等の受付) 第12条 お客さまは、第2条第2項第2号に定めるチャットサービス又は同条同項第4号に定める電話サービスを利用して注文等を行うことができます。 2 お客さまがチャットサービスを利用して行う注文等は、当社が注文等の内容を所定の書式でお客さまに送信し、お客さまがその内容の確認入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点をもって受付けたものとします。 3 お客さまが電話サービスを利用して行う注文等は、<u>当社が注文内容を復唱し、お客さまがその内容を確認された後、当社が当該注文等の入力処理を完了した時点をもって受付けたものとします。</u> 4 当社は、お客さまの注文等が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、受付を行わない場合があります。 (1) 法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認めた場合 (2) 第9条、第10条または第11条に定める事項のいずれかに反している場合 (3) 当社が定める内部者によるお取引に該当する売買注文の場合 (4) 金融商品取引所が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする売買注文の
---	--

場合 (5) 空売り注文である場合 (6) 当社が交付すべき書類を交付していない場合、あるいは、徴求すべき書類を徴求していない場合 (7) 当社が定める商品毎の取扱時間外の注文の場合 (注文等の有効期限) 第9条 お客さまが<u>チャットサービス</u>を利用して行う注文等の有効期限は、当社が商品毎、銘柄毎に定める期限の範囲内とします。 (注文等の取消・変更) 第10条 <u>チャットサービス</u>を利用した注文等の取消もしくは変更（以下「取消注文等」といいます。）は、当社が定める時間内にお客さまが当社の定める方法により行うことができるものとします。ただし、売買注文については約定していない場合に限りします。 2 取消注文等の受付時点は、<u>第8条第2項</u>の規定を準用するものとします。 (執行等) 第11条 お客さまが<u>チャットサービス</u>を利用して行った注文等および取消注文等は、<u>第8条第2項</u>または<u>第10条第2項</u>に定める受付を完了した時以降で、売買注文の場合は当該商品の取引が通常行われる金融商品取引所で最初に取引が可能となる時に執行、また募集申込の場合は当社の定める時間に速やかに処理します。 2 当社は、お客さまが<u>チャットサービス</u>を利用して行った注文等および取消注文等	場合 (5) 空売り注文である場合 (6) 当社が交付すべき書類を交付していない場合、あるいは、徴求すべき書類を徴求していない場合 (7) 当社が定める商品毎の取扱時間外の注文の場合 (注文等の有効期限) 第13条 お客さまが<u>本サービス</u>を利用して行う注文等の有効期限は、当社が商品毎、銘柄毎に定める期限の範囲内とします。 (注文等の取消・変更) 第14条 <u>本サービス</u>を利用した注文等の取消もしくは変更（以下「取消注文等」といいます。）は、当社が定める時間内にお客さまが当社の定める方法により行うことができるものとします。ただし、売買注文については約定していない場合に限りします。 2 取消注文等の受付時点は、<u>第12条第2項</u>または<u>第3項</u>の規定を準用するものとします。 (執行等) 第15条 お客さまが<u>本サービス</u>を利用して行った注文等および取消注文等は、<u>第12条第2項</u>もしくは<u>第3項</u>または<u>第14条第2項</u>に定める受付を完了した時以降で、売買注文の場合は当該商品の取引が通常行われる金融商品取引所で最初に取引が可能となる時に執行、また募集申込の場合は当社の定める時間に速やかに処理します。 2 当社は、お客さまが<u>本サービス</u>を利用して行った注文等および取消注文等が次の
---	--

が次のいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなくその執行または処理（以下「執行等」といいます。）を行わない場合があります。 （１）～（７） （現行どおり） （注文等の照会） 第 12 条 <u>チャットサービス</u>を利用した注文等ならびに取消注文等の内容およびその執行等の結果について、お客さまはオンライントレード・テレフオントレードの照会機能の利用または本サービスの照会機能の利用でご照会いただくものとし、当社MUFGテラスからの電話等による連絡は行わないものとします。 （繰越注文の取扱い） 第 13 条 売買注文の有効期限を２営業日以上とする注文について、<u>第 8 条、第 10 条、第 11 条</u>の取扱いは別途定めるものとします。 （取引内容の確認） 第 14 条 <u>チャットサービス</u>のご利用による注文等の内容について、当社とお客さまの間で認識の不一致もしくは疑義が生じた場合は、お客さまが<u>チャットサービス</u>をご利用された時の当社の記録内容をもって処理するものとします。 （サービスの中断） 第 15 条 本サービスを利用中に以下に該当する内容が当社に送信された場合、当社の判断で本サービスを中断し、執行等その他本規定上の義務の履行を拒むことができるものとします。	いずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなくその執行または処理（以下「執行等」といいます。）を行わない場合があります。 （１）～（７） （省 略） （注文等の照会） 第 16 条 <u>本サービス</u>を利用した注文等ならびに取消注文等の内容およびその執行等の結果について、お客さまはオンライントレード・テレフオントレードの照会機能の利用または本サービスの照会機能の利用でご照会いただくものとし、当社MUFGテラスからの電話等による連絡は行わないものとします。 （繰越注文の取扱い） 第 17 条 売買注文の有効期限を２営業日以上とする注文について、<u>第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条</u>の取扱いは別途定めるものとします。 （取引内容の確認） 第 18 条 <u>本サービス</u>のご利用による注文等の内容について、当社とお客さまの間で認識の不一致もしくは疑義が生じた場合は、お客さまが<u>本サービス</u>をご利用された時の当社の記録内容をもって処理するものとします。 （サービスの中断） 第 19 条 <u>本サービス（電話サービスを除きます。本条において同じ。）</u>を利用中に以下に該当する内容が当社に送信された場合、当社の判断で本サービスを中断し、執行等その他本規定上の義務の履行を拒むことができるものとします。
--	--

(1) ～ (9) (現行どおり) (削 除)	(1) ～ (9) (省 略) <u>(投資情報)</u> <u>第 20 条</u> <u>お客さまが本サービスによりご利用いただける投資に関する情報（以下「投資情報」といいます。）の内容は、お客さま毎に当社が定めるものとします。</u> <u>2 投資情報の著作権は、株式会社 Q U I C K および金融商品取引所など投資情報を提供する会社（以下「情報提供会社」といいます。）ならびに当社のいずれかまたは双方に帰属します。お客さまは次の行為を行えないものとします。</u> <u>(1) 投資情報を営業に利用すること</u> <u>(2) 投資情報を第三者に提供すること</u> <u>(3) 投資情報を第三者と共同して利用すること</u> <u>(4) 投資情報の再配信を行うこと</u> <u>(5) 投資情報を加工すること</u> <u>(6) 投資情報の複写もしくは加工したものを第三者に提供すること</u> <u>(7) その他、投資情報をお客さまご自身の証券投資以外の目的で利用すること</u> <u>3 お客さまは、投資情報のご利用にあたり、次の(1)から(4)について同意いただくものとします。</u> <u>(1) 投資情報の提供が、お客さまが投資判断を行うことを目的とし、有価証券の売買その他の取引等のお申込みまたは勧誘を目的としたものではないこと。また、投資にあたっての最終判断は、お客さまご自身によりなされるものであること</u> <u>(2) 投資情報は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではないこと</u>
---------------------------------------	--

(登録内容の変更の届出) 第 16 条 お客さまは、当社に届出ている次のいずれかに変更があった場合は、当社が定める方法により、遅滞なく変更内容を当社にお届出いただくものとします。 (1) ～ (6) (現行どおり) (本サービスの停止) 第 17 条 当社は、次のいずれかの事由によりお客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止することがあります。 (1) 機器の保守・点検 (2) お客さまの登録内容または取引内容が<u>証券取引約款(個人のお客さま用) 第 7 条</u>または<u>証券取引約款(法人のお客さま用) 第 11 条</u>に定める<u>法令諸規則の遵守義務に反する</u>おそれがあると当社が認めた場合 (3) お客さまにお届出いただいた住所、またはメールアドレスに、当社より送付した郵便物または電子メールが不着となった場合 (4) 他の口座で既に利用されているメ	(3) <u>技術上不可避な理由によって情報伝達の遅延や中断が生じる場合があること</u> (4) <u>投資情報をご利用いただいたことにより、損害を被った場合において、お客さまは当社および情報提供会社に損害の賠償を請求できないこと</u> 4 <u>当社は、提供する投資情報について、お客さまごとに、利用期限ならびに利用料金のいずれかまたは両方を定め、当該利用料金についてお支払いいただくことがあります。</u> (登録内容の変更の届出) 第 21 条 お客さまは、当社に届出ている次のいずれかに変更があった場合は、当社が定める方法により、遅滞なく変更内容を当社にお届出いただくものとします。 (1) ～ (6) (省 略) (本サービスの停止) 第 22 条 当社は、次のいずれかの事由によりお客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止することがあります。 (1) 機器の保守・点検 (2) お客さまの登録内容または取引内容が<u>第 3 条</u>に定める<u>法令等の遵守義務に反する</u>おそれがあると当社が認めた場合 (3) お客さまにお届出いただいた住所、またはメールアドレスに、当社より送付した郵便物または電子メールが不着となった場合 (4) 他の口座で既に利用されているメ
---	--

ールアドレスまたはパスワードをお客さまがお届けいただいた場合であって、当社が必要であると認めた場合 (5) 当社が定める一定の期間において、当社が定めるサービスをご利用いただけなかった場合 <u> (削 除)</u> <u>(6)</u> その他、当社が必要であると認めた場合 (サービス内容の変更等) 第 18 条 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容または本サービス利用時に必要となる通信形態、通信機器に関する定めを変更することがあります。 2 当社の判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を停止もしくは終了することがあります。 (本サービスの解約) 第 19 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。 (1) お客さまが、当社が定める方法により本サービスの解約を申し出られた場合 (2) <u>第 3 条第 1 項 (1) から (3) の</u>いずれかまたは当社の別途定める要件を満たさなくなった場合 (3) お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過した場合 (4) <u>第 17 条 (2) および (4) から (6) の</u>いずれかに定める本サービスの提供の全部停止の要因が生じた場	ールアドレスまたはパスワードをお客さまがお届けいただいた場合であって、当社が必要であると認めた場合 (5) 当社が定める一定の期間において、当社が定めるサービスをご利用いただけなかった場合 <u>(6) 第 20 条第 4 項に定める利用料金を当社が定める期日までにお支払いいただけない場合</u> <u>(7)</u> その他、当社が必要であると認めた場合 (サービス内容の変更等) 第 23 条 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容または本サービス利用時に必要となる通信形態、通信機器に関する定めを変更することがあります。 2 当社の判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を停止もしくは終了することがあります。 (本サービスの解約) 第 24 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。 (1) お客さまが、当社が定める方法により本サービスの解約を申し出られた場合 (2) <u>第 4 条第 1 項 (1) および (3) から (7) の</u>いずれかまたは当社の別途定める要件を満たさなくなった場合 (3) お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過した場合 (4) <u>第 6 条第 2 項、第 3 項または第 22 条 (2) および (4) から (7) の</u>いずれかに定める本サービスの提
--	---

合において、当社が定める一定期間お取引がない場合 <u>(削 除)</u> <u>(5)</u> 当社が本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合 (免責事項) 第 20 条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。 (1) 本サービスを第三者に不正に利用されたことにより生じた損害等 (2) お客さまが、<u>第 3 条第 1 項 (1) から (3) のいずれかまたは当社の別途定める要件を満たさなくなったことにより生じた損害等</u> (3) 本サービスのご利用に際し、当社所定の方法によりご本人であることの確認ができた取引により生じた損害等 <u>(削 除)</u> <u>(4)</u> 当社が定める以外の機器もしくは回線等を使用し、お客さまが本サービスをご利用された場合、そのために生じた損害等 <u>(5)</u> <u>第 17 条、第 18 条ならびに第 19 条の規定により生じた損害等</u>	供の全部停止の要因が生じた場合において、当社が定める一定期間お取引がない場合 <u>(5)</u> <u>第 20 条第 2 項 (1) から (7) のいずれかに反した、または、反したと当社が認めた場合</u> <u>(6)</u> 当社が本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合 (免責事項) 第 25 条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。 (1) 本サービスを第三者に不正に利用されたことにより生じた損害等 (2) お客さまが、<u>第 4 条第 1 項 (1) および (3) から (7) のいずれかまたは当社の別途定める要件を満たさなくなったことにより生じた損害等</u> (3) 本サービスのご利用に際し、<u>第 5 条第 1 項に定めるパスワード等の一致を当社が確認して行った取引または同項が定める当社所定の方法によりご本人であることの確認ができた取引により生じた損害等</u> <u>(4)</u> <u>第 5 条第 3 項に基づきサービスの内容が制限されたことにより生じた損害等</u> <u>(5)</u> 当社が定める以外の機器もしくは回線等を使用し、お客さまが本サービスをご利用された場合、そのために生じた損害等 <u>(6)</u> <u>第 6 条第 3 項および第 4 項、第 22 条、第 23 条ならびに第 24 条の規</u>
---	---

(6) 第16条に定める変更の届出を行う前に生じた損害等 (削 除) (7) 本サービスによる売買注文および取消注文等を受付後、その内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害等 (8) 第8条第3項(1)から(7)のいずれかまたは第15条に基づき注文等の受付を行わなかったことにより生じた損害等 (9) 第11条第2項(1)から(7)のいずれかまたは第15条に基づき注文等および取消注文等の執行等を行わなかったことにより生じた損害等 (10) やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断、もしくは内容等の変更により生じた損害等 (11) その他お客さまの過失により生じた損害等 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	定により生じた損害等 (7) 第6条第2項に定めるお申し出および第21条に定める変更の届出を行う前に生じた損害等 (8) 第11条第4項に基づき、売買注文の数量の変更が行われたことにより生じた損害等 (9) 本サービスによる売買注文および取消注文等を受付後、その内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害等 (10) 第12条第4項(1)から(7)のいずれかまたは第19条に基づき注文等の受付を行わなかったことにより生じた損害等 (11) 第15条第2項(1)から(7)のいずれかまたは第19条に基づき注文等および取消注文等の執行等を行わなかったことにより生じた損害等 (12) やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断、もしくは内容等の変更により生じた損害等 (13) その他お客さまの過失により生じた損害等 2 (省 略) 3 (省 略)
(規定の変更) 第21条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来する	(規定の変更) 第26条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来する

までにインターネットその他相当の方法により周知します。 以上 <u>2024年9月</u>	までにインターネットその他相当の方法により周知します。 以上 <u>2019年8月</u>
--	--